

各種規程 改正 (案)

加筆: _____ 修正: _____ 削除:

現 行	改 正 (案)	備 考
<p style="text-align: center;">裁定委員会規程</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条〔趣旨〕 本規程は、<u>本協会</u>の基本規程（以下「基本規程」という）<u>第3条</u>〔裁定委員会規程〕に基づき、裁定委員会の運営に関する事項について定める。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 附則</p> <p>第22条〔施行〕 本規程は、<u>平成16年6月20日</u>から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">裁定委員会規程</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>〔趣旨〕 第1条 本規程は、<u>公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）</u>の基本規程（以下「基本規程」という）<u>第4.2条</u>〔裁定委員会規程〕に基づき、裁定委員会の運営に関する事項について定める。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 附則</p> <p>〔施行〕 第22条 本規程は、<u>2012年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>公益財団法人へ移行 基本規程の条文番号変更</p> <p>2012年4月1日から施行</p>

ユニフォーム規程	ユニフォーム規程	
<p>第1条 [目的] 本規程は、財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という)の加盟登録団体(以下「チーム」という)のユニフォームに関する事項について定める。</p> <p>(省略)</p>	<p>[目的] 第1条 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という)の加盟登録団体(以下「チーム」という)のユニフォームに関する事項について定める。</p> <p>(省略)</p>	<p>公益財団法人へ移行</p>
<p>第3条 [ユニフォームの登録] 削除</p> <p>(省略)</p>	<p>削除</p> <p>(省略)</p>	<p>第3条を削除し、 以下条文番号を変更</p>
<p>第6条 [ユニフォームへの表示] ユニフォームにはチーム名・選手番号を必ず表示するものとする。その他に表示できるものはホームタウン名・選手名・広告・製造メーカー名(ロゴ)とし、それぞれの表示できる場所およびサイズは、次のとおりとする。</p> <p>①チーム名</p> <p>(1) チームエンブレム シャツの左胸 100cm²を超えないサイズ</p> <p>(2) チーム名をエンブレム以外で表示する場合はシャツ前面または左胸 300cm²を超えないサイズ</p> <p>(3) チームエンブレムはショーツ・ストッキングに表示することができる。</p> <p>ショーツ 左右どちらか一ヶ所 50cm²を超えないサイズ ストッキング 左右一ヶ所ずつ 50cm²以下/一ヶ所</p>	<p>[ユニフォームへの表示] 第5条 ユニフォームにはチーム名・選手番号を必ず表示するものとする。その他に表示できるものはホームタウン名・選手名・広告・製造メーカー名(ロゴ)とし、それぞれの表示できる場所およびサイズは、次のとおりとする。</p> <p>(1)チーム名</p> <p>①チームエンブレム シャツの左胸 100cm²を超えないサイズ</p> <p>②チーム名をエンブレム以外で表示する場合はシャツ前面または左胸 300cm²を超えないサイズ</p> <p>③チームエンブレムはショーツ・ストッキングに表示することができる。</p> <p>ショーツ 左右どちらか一ヶ所 50cm²を超えないサイズ ストッキング 左右一ヶ所ずつ 50cm²以下/一ヶ所</p>	

<p>②選手番号</p> <p>(1)選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩（服地が縞柄の場合には台地を付ける）であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。</p> <p>(2)選手番号を付する場所およびサイズは、次の通りとする。 シャツ背中 高さ 25 cm-35cm シャツ前面 右側、左側または中央に、高さ 10 cm-15cm ショーツに選手番号を表示する場合は、前面の右側または左側に、高さ 10 cm-15cm</p> <p>(3)番号は整数の 1 から 99 を使用し、0 は認めない。登録選手が 100 名以上の場合に限り、100 以上の番号を認める。ただし、公式競技会に登録する際の選手番号については、その競技会規定に定めるところに従うものとする。</p> <p>(4)第 4 種のチームや身長 150cm 以下の選手等が着用する小さいユニフォームの場合は、サイズを適宜縮小することができる。</p> <p>③ホームタウン（都道府県名）または活動地域名 シャツの袖 50cm² を超えないサイズまたは第 1 項(1)(2)の周辺に(3)と同じサイズ</p> <p>④選手名 シャツの背中 選手番号の上 高さ 7.5 cmを超えないサイズ ただし、広告掲示がある場合のみ、選手番号の下に表示することを認める。</p> <p>⑤広告 広告を表示する場合は、本規程第 7 条から第 9 条による。</p> <p>⑥製造メーカー名、ロゴ</p> <table border="0"> <tr> <td>シャツ</td> <td>胸</td> <td>一ヶ所</td> <td>20cm² 以下</td> </tr> <tr> <td>ショーツ</td> <td>左右どちらか</td> <td>一ヶ所</td> <td>20cm² 以下</td> </tr> <tr> <td>ストッキング</td> <td>左右一ヶ所ずつ</td> <td>20cm² 以下/一ヶ所</td> <td>または 左右二ヶ所ずつ 10cm² 以下/一ヶ所</td> </tr> <tr> <td>キャップ</td> <td>一ヶ所</td> <td>20cm² 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GK グローブ</td> <td>一ヶ所ずつ</td> <td>各 20cm² 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>帯状の場合</td> <td>シャツ（肩・脇・袖）</td> <td>巾 10cm 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ショーツ（腰脇・裾）</td> <td>巾 10cm 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ストッキング</td> <td>巾 5cm 以下</td> <td></td> </tr> </table> <p>⑦その他</p> <p>(1)本協会または公式競技会主催者が指定する大会マーク及び</p>	シャツ	胸	一ヶ所	20cm ² 以下	ショーツ	左右どちらか	一ヶ所	20cm ² 以下	ストッキング	左右一ヶ所ずつ	20cm ² 以下/一ヶ所	または 左右二ヶ所ずつ 10cm ² 以下/一ヶ所	キャップ	一ヶ所	20cm ² 以下		GK グローブ	一ヶ所ずつ	各 20cm ² 以下		帯状の場合	シャツ（肩・脇・袖）	巾 10cm 以下			ショーツ（腰脇・裾）	巾 10cm 以下			ストッキング	巾 5cm 以下		<p>(2)選手番号</p> <p>①選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩（服地が縞柄の場合には台地を付ける）であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。</p> <p>②選手番号を付する場所およびサイズは、次の通りとする。 シャツ背中 高さ 25 cm-35cm シャツ前面 右側、左側または中央に、高さ 10 cm-15cm ショーツに選手番号を表示する場合は、前面の右側または左側に、高さ 10 cm-15cm</p> <p>③番号は整数の 1 から 99 を使用し、0 は認めない。登録選手が 100 名以上の場合に限り、100 以上の番号を認める。ただし、公式競技会に登録する際の選手番号については、その競技会規定に定めるところに従うものとする。</p> <p>④第 4 種のチームや身長 150cm 以下の選手等が着用する小さいユニフォームの場合は、サイズを適宜縮小することができる。</p> <p>(3)ホームタウン（都道府県名）または活動地域名 シャツの袖 50cm² を超えないサイズまたは第 1 項(1)(2)の周辺に(3)と同じサイズ</p> <p>(4)選手名 シャツの背中 選手番号の上 高さ 7.5 cmを超えないサイズ ただし、広告掲示がある場合のみ、選手番号の下に表示することを認める。</p> <p>(5)広告 広告を表示する場合は、本規程第 6 条から第 8 条による。</p> <p>(6)製造メーカー名、ロゴ</p> <table border="0"> <tr> <td>シャツ</td> <td>胸</td> <td>一ヶ所</td> <td>20cm² 以下</td> </tr> <tr> <td>ショーツ</td> <td>左右どちらか</td> <td>一ヶ所</td> <td>20cm² 以下</td> </tr> <tr> <td>ストッキング</td> <td>左右一ヶ所ずつ</td> <td>20cm² 以下/一ヶ所</td> <td>または 左右二ヶ所ずつ 10cm² 以下/一ヶ所</td> </tr> <tr> <td>キャップ</td> <td>一ヶ所</td> <td>20cm² 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GK グローブ</td> <td>一ヶ所ずつ</td> <td>各 20cm² 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>帯状の場合</td> <td>シャツ（肩・脇・袖）</td> <td>巾 10cm 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ショーツ（腰脇・裾）</td> <td>巾 10cm 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ストッキング</td> <td>巾 5cm 以下</td> <td></td> </tr> </table> <p>(7)その他</p> <p>①本協会または公式競技会主催者が指定する大会マーク及び</p>	シャツ	胸	一ヶ所	20cm ² 以下	ショーツ	左右どちらか	一ヶ所	20cm ² 以下	ストッキング	左右一ヶ所ずつ	20cm ² 以下/一ヶ所	または 左右二ヶ所ずつ 10cm ² 以下/一ヶ所	キャップ	一ヶ所	20cm ² 以下		GK グローブ	一ヶ所ずつ	各 20cm ² 以下		帯状の場合	シャツ（肩・脇・袖）	巾 10cm 以下			ショーツ（腰脇・裾）	巾 10cm 以下			ストッキング	巾 5cm 以下		<p>条文番号の変更</p>
シャツ	胸	一ヶ所	20cm ² 以下																																																															
ショーツ	左右どちらか	一ヶ所	20cm ² 以下																																																															
ストッキング	左右一ヶ所ずつ	20cm ² 以下/一ヶ所	または 左右二ヶ所ずつ 10cm ² 以下/一ヶ所																																																															
キャップ	一ヶ所	20cm ² 以下																																																																
GK グローブ	一ヶ所ずつ	各 20cm ² 以下																																																																
帯状の場合	シャツ（肩・脇・袖）	巾 10cm 以下																																																																
	ショーツ（腰脇・裾）	巾 10cm 以下																																																																
	ストッキング	巾 5cm 以下																																																																
シャツ	胸	一ヶ所	20cm ² 以下																																																															
ショーツ	左右どちらか	一ヶ所	20cm ² 以下																																																															
ストッキング	左右一ヶ所ずつ	20cm ² 以下/一ヶ所	または 左右二ヶ所ずつ 10cm ² 以下/一ヶ所																																																															
キャップ	一ヶ所	20cm ² 以下																																																																
GK グローブ	一ヶ所ずつ	各 20cm ² 以下																																																																
帯状の場合	シャツ（肩・脇・袖）	巾 10cm 以下																																																																
	ショーツ（腰脇・裾）	巾 10cm 以下																																																																
	ストッキング	巾 5cm 以下																																																																

<p>キャンペーンマーク他広告以外のものを表示する場合は、原則として本規程 <u>第8条第1項(4)</u> のサイズを適用するものとする。</p> <p>(2) チームは、各国代表チーム及びプロクラブチームのレプリカを着用して公式競技会に出場することはできない。</p> <p>(省略)</p> <p><u>第13条</u> [施行] 本規程は、<u>平成9年</u> 4月1日から施行する。 本規程は、平成13年4月1日から施行する。 本規程は、平成16年1月1日から施行する。 本規程は、平成19年4月1日から施行する。 本規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>キャンペーンマーク他広告以外のものを表示する場合は、原則として本規程 <u>第7条第1項第4号</u> のサイズを適用するものとする。</p> <p>② チームは、各国代表チーム及びプロクラブチームのレプリカを着用して公式競技会に出場することはできない。</p> <p>(省略)</p> <p>[施行] <u>第12条</u> 本規程は、<u>2012年</u> 4月1日から施行する。</p>	<p>条文番号の変更</p> <p>2012年4月1日から施行</p>
--	---	-------------------------------------

フットサル登録規程	フットサル登録規程	
<p>第1条 [目的] 本規程は、財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）ならびに地域サッカー協会、都道府県サッカー協会および本協会に加盟する各種連盟（以下総称して「本協会加盟団体」という）が主催するフットサル大会（以下「大会」という）における登録（以下「フットサル登録」という）に関する事項について定める。</p> <p>(省略)</p> <p>第8条 [施行] 本規程は、<u>平成15年</u>4月1日から施行する。</p>	<p>[目的] 第1条 本規程は、<u>公益</u>財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）ならびに地域サッカー協会、都道府県サッカー協会および本協会に加盟する各種連盟（以下総称して「本協会加盟団体」という）が主催するフットサル大会（以下「大会」という）における登録（以下「フットサル登録」という）に関する事項について定める。</p> <p>(省略)</p> <p>[施行] 第8条 本規程は、<u>2012年</u>4月1日から施行する。</p>	<p>公益財団法人へ移行</p> <p>2012年4月1日から施行</p>

ドーピング防止規程

第 1 条〔世界ドーピング防止規程、日本ドーピング防止規程及び国際サッカー連盟ドーピング禁止規程〕

- ① 財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）は、世界アンチ・ドーピング機構（以下「WADA」という）が定める世界ドーピング防止規程（以下「WADA規程」という）、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という）が定める日本ドーピング防止規程（以下「JADA規程」という）及び国際サッカー連盟（以下「FIFA」という）が定めるドーピング禁止規程（以下「FIFA規程」といい、「WADA規程」、「JADA規程」及び「FIFA規程」を総称して以下「WADA規程等」という）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担う。
- ② 「WADA規程等」に基づき、本協会は以下の役割及び責任等を担う。
 - (1) ドーピング防止方針及び規則が、「WADA規程等」に準拠すること。
 - (2) JADAと協力すること。
 - (3) FIFAと協力すること。
 - (4) 本協会に通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出するよう義務付けること。
 - (5) 「WADA規程等」に違反した競技者又は競技者支援要員に対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
 - (6) ドーピング防止教育を奨励すること。

(省略)

ドーピング防止規程

〔世界ドーピング防止規程、日本ドーピング防止規程及び国際サッカー連盟ドーピング禁止規程〕

- 第 1 条 公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）は、世界アンチ・ドーピング機構（以下「WADA」という）が定める世界ドーピング防止規程（以下「WADA規程」という）、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という）が定める日本ドーピング防止規程（以下「JADA規程」という）及び国際サッカー連盟（以下「FIFA」という）が定めるドーピング禁止規程（以下「FIFA規程」といい、「WADA規程」、「JADA規程」及び「FIFA規程」を総称して以下「WADA規程等」という）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担う。
2. 「WADA規程等」に基づき、本協会は以下の役割及び責任等を担う。
 - (1) ドーピング防止方針及び規則が、「WADA規程等」に準拠すること。
 - (2) JADAと協力すること。
 - (3) FIFAと協力すること。
 - (4) 本協会に通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出するよう義務付けること。
 - (5) 「WADA規程等」に違反した競技者又は競技者支援要員に対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
 - (6) ドーピング防止教育を奨励すること。

(省略)

公益財団法人へ移行

第14条〔施行〕

本規程は、平成21年3月12日から施行する。

〔施行〕

第14条 本規程は、2012年4月1日から施行する。

2012年4月1日から
施行

<p style="text-align: center;">選手エージェント規則</p>	<p style="text-align: center;">選手エージェント規則</p>	
<p>本規則は、国際サッカー連盟（以下「F I F A」という）の定めるF I F A Regulations Players’ Agents（以下「F I F A規則」という）に基づき、日本国内における選手エージェントの活動に関して規定するものである。</p> <p>定義 選手エージェント：選手契約に関するクラブとの交渉を選手を代理して行ない、または、選手の移籍に関する契約を締結するために2つのクラブを相互に紹介することを本規則、F I F A規則、および関連の法律に従って行う者。</p> <p>ライセンス：選手エージェントとしての活動を可能にするために、本規則およびF I F A規則に従い、財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）または外国サッカー協会によって発行される公式の証明書。</p> <p>申請人：本協会が発行するライセンスを取得することを望んでいる者。</p> <p>(省略)</p> <p>第33条 [施行] 本規則は、<u>平成20年6月19日</u>から施行する。</p>	<p>本規則は、国際サッカー連盟（以下「F I F A」という）の定めるF I F A Regulations Players’ Agents（以下「F I F A規則」という）に基づき、日本国内における選手エージェントの活動に関して規定するものである。</p> <p>定義 選手エージェント：選手契約に関するクラブとの交渉を選手を代理して行ない、または、選手の移籍に関する契約を締結するために2つのクラブを相互に紹介することを本規則、F I F A規則、および関連の法律に従って行う者。</p> <p>ライセンス：選手エージェントとしての活動を可能にするために、本規則およびF I F A規則に従い、<u>公益</u>財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）または外国サッカー協会によって発行される公式の証明書。</p> <p>申請人：本協会が発行するライセンスを取得することを望んでいる者。</p> <p>(省略)</p> <p>[施行] 第33条 本規則は、<u>2012年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>公益財団法人へ移行</p> <p>2012年4月1日から施行</p>

プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則

本規則は、プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関して定めた規則であり、財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）基本規程のこれらに関する条項を補完するものである。本協会に加盟または登録するすべてのクラブまたはチームおよび選手は、本規則を遵守しなければならない。

(省略)

~~1-12~~ <削除>

1-13 プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続き

プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続きは、プロA契約を更新する場合（1-8①から⑦まで）と同様とする。

1-14 プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続き

プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続きは、プロB契約を更新する場合（1-8①から⑥までおよび⑧）と同様とする。

2. 登録

2-1 本協会への登録

① 登録

クラブは、本協会、地域サッカー協会および都道府県サッカー協会が主催する試合ならびにJリーグを含む本協会の下に置かれる各種連盟が主催する試合に参加するために、チームおよびその所属選手を本協会へ登録しなければならない。

② 加盟チームの種別

本協会に加盟登録するチームは、以下のとおり種別される。

(1) 第1種：年齢を制限しない選手により構成されるチーム

プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則

本規則は、プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関して定めた規則であり、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）基本規程のこれらに関する条項を補完するものである。本協会に加盟または登録するすべてのクラブまたはチームおよび選手は、本規則を遵守しなければならない。

(省略)

1-12 プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続き

プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続きは、プロA契約を更新する場合（1-8①から⑦まで）と同様とする。

1-13 プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続き

プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続きは、プロB契約を更新する場合（1-8①から⑥までおよび⑧）と同様とする。

2. 登録

2-1 本協会への登録

① 登録

クラブは、本協会、地域サッカー協会および都道府県サッカー協会が主催する試合ならびにJリーグを含む本協会の下に置かれる各種連盟が主催する試合に参加するために、チームおよびその所属選手を本協会へ登録しなければならない。

② 加盟チームの種別

本協会に加盟登録するチームは、以下のとおり種別される。

(1) 第1種：年齢を制限しない選手により構成されるチーム

公益財団法人へ移行

1-12を削除し、以下
条文番号を変更

<p>(2) 第2種 : 18歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。</p> <p>(3) 第3種 : 15歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。</p> <p>(4) 第4種 : 12歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。</p> <p>(5) 女子 : 女子の選手により構成されるチーム</p> <p>(6) シニア : 40歳以上の選手により構成されるチーム 上記に定める年齢は、当該年度開始日の前日(3月31日)現在の年齢とする。</p> <p>③ 選手の登録区分</p> <p>(1) 本協会に登録する選手は、アマチュアとプロに区分される。</p> <p>(2) 年度の初めにプロの選手として登録する場合、次の書類を本協会に提出し、2-1④の申請料を支払う。</p> <p>イ. 「選手登録区分申請書」(書式第1号)</p> <p>ロ. 選手契約書の写し(JクラブはJリーグに提出する。本協会はJリーグからこれを受け取り、保管する。)</p> <p>(3) 年度の途中にアマチュアからプロに変更する場合、次の書類を本協会に提出し、2-1④の申請料を支払う。</p> <p>イ. 「選手登録区分申請書」(書式第1号)</p> <p>ロ. 選手契約書の写し(JクラブはJリーグに提出する。本協会はJリーグからこれを受け取り、保管する。)</p> <p>(4) プロからアマチュアに変更する場合、「選手登録区分申請書」(書式第1号)を本協会に提出し、2-1④の申請料を支払う。</p> <p>④ 選手登録区分申請料</p> <p>選手は、次に定める選手登録区分申請料を本協会に支払わなければならない。</p> <p>(1) プロ選手 : 各年度あたり10,000円</p> <p>(2) アマチュア選手からプロ選手への区分変更 : 1回あたり10,000円</p> <p>(3) プロ選手からアマチュア選手への区分変更 : 1回あたり5,000円</p> <p>⑤ 登録年度(登録有効期間)</p>	<p>(2) 第2種 : 18歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。</p> <p>(3) 第3種 : 15歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。</p> <p>(4) 第4種 : 12歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。</p> <p>(5) 女子 : 女子の選手により構成されるチーム</p> <p>(6) シニア : 40歳以上の選手により構成されるチーム 上記に定める年齢は、当該年度開始日の前日(3月31日)現在の年齢とする。</p> <p>③ 選手の登録区分</p> <p>(1) 本協会に登録する選手は、アマチュアとプロに区分される。</p> <p>(2) 年度の初めにプロの選手として登録する場合、次の書類を本協会に提出し、2-1④の申請料を支払う。</p> <p>イ. 「選手登録区分申請書」(書式第1号)</p> <p>ロ. 選手契約書の写し(JクラブはJリーグに提出する。本協会はJリーグからこれを受け取り、保管する。)</p> <p>(3) 年度の途中にアマチュアからプロに変更する場合、次の書類を本協会に提出し、2-1④の申請料を支払う。</p> <p>イ. 「選手登録区分申請書」(書式第1号)</p> <p>ロ. 選手契約書の写し(JクラブはJリーグに提出する。本協会はJリーグからこれを受け取り、保管する。)</p> <p>(4) プロからアマチュアに変更する場合、「選手登録区分申請書」(書式第1号)を本協会に提出し、2-1④の申請料を支払う。</p> <p>④ 選手登録区分申請料</p> <p>選手は、次に定める選手登録区分申請料を本協会に支払わなければならない。</p> <p>(1) プロ選手 : 各年度あたり10,000円</p> <p>(2) アマチュア選手からプロ選手への区分変更 : 1回あたり10,000円</p> <p>(3) プロ選手からアマチュア選手への区分変更 : 1回あたり5,000円</p> <p>⑤ 登録年度(登録有効期間)</p>	
---	---	--

<p>(1) JリーグまたはJFLの第1種チームおよび所属選手：2月1日から翌年1月31日までの1年間</p> <p>(2) 上記(1)以外のチームおよび所属選手：4月1日から翌年3月31日までの1年間</p> <p>⑥ J1、J2およびJFLの第1種チームおよび選手の登録手続き</p> <p>(1) 本協会は、次年度登録用の「チーム確認カード」を、12月末までにクラブに送付する。</p> <p>(2) クラブは、本協会が指定した申請期日までに、チームの「継続登録申請」および「追加登録申請」を行う。</p> <p>(3) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料（分担金）を同協会に支払う。</p> <p>(4) 都道府県サッカー協会は、上記申請に不備がないことを確認し、承認する。</p> <p>(5) プロ選手を登録する場合は、2-1（本協会への登録）③(2)に定めるところによる。</p> <p>⑦ その他のチームおよび選手の登録手続き</p> <p>(1) クラブは、毎年所属都道府県サッカー協会の指定する期日までに、保有するチームの「継続登録申請」を行う。</p> <p>(2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料（分担金）を同協会に支払う。</p> <p>(3) 都道府県サッカー協会は、上記申請に不備がないことを確認し、承認する。</p> <p>(4) プロ選手を登録する場合は、2-1（本協会への登録）③(2)に定めるところによる。</p> <p>(5) 本協会主催の競技会に参加するためには、上記(1)から(3)までにかかわらず、その競技会が定める期日までに登録手続きを完了し、本協会が承認していなければならない。</p> <p>⑧ 外国籍選手の登録</p> <p>(1) 海外のサッカー協会に登録している外国籍選手を登録する場合は、5-1（海外からの国際移籍の手続き）②に基づき手続きを行う。</p> <p>(2) 海外のサッカー協会に登録していない外国籍選手を日本で初めて登録する場合、クラブは次の書類を本協会に提出しなければならない。</p> <p>イ. 「外国籍選手登録申請書（外国で登録していなかった選手）」（書式第7号）</p>	<p>(1) JリーグまたはJFLの第1種チームおよび所属選手：2月1日から翌年1月31日までの1年間</p> <p>(2) 上記(1)以外のチームおよび所属選手：4月1日から翌年3月31日までの1年間</p> <p>⑥ J1、J2およびJFLの第1種チームおよび選手の登録手続き</p> <p>(1) 本協会は、次年度登録用の「チーム確認カード」を、12月末までにクラブに送付する。</p> <p>(2) クラブは、本協会が指定した申請期日までに、チームの「継続登録申請」および「追加登録申請」を行う。</p> <p>(3) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料（分担金）を同協会に支払う。</p> <p>(4) 都道府県サッカー協会は、上記申請に不備がないことを確認し、承認する。</p> <p>(5) プロ選手を登録する場合は、2-1（本協会への登録）③(2)に定めるところによる。</p> <p>⑦ その他のチームおよび選手の登録手続き</p> <p>(1) クラブは、毎年所属都道府県サッカー協会の指定する期日までに、保有するチームの「継続登録申請」を行う。</p> <p>(2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料（分担金）を同協会に支払う。</p> <p>(3) 都道府県サッカー協会は、上記申請に不備がないことを確認し、承認する。</p> <p>(4) プロ選手を登録する場合は、2-1（本協会への登録）③(2)に定めるところによる。</p> <p>(5) 本協会主催の競技会に参加するためには、上記(1)から(3)までにかかわらず、その競技会が定める期日までに登録手続きを完了し、本協会が承認していなければならない。</p> <p>⑧ 外国籍選手の登録</p> <p>(1) 海外のサッカー協会に登録している外国籍選手を登録する場合は、5-1（海外からの国際移籍の手続き）②に基づき手続きを行う。</p> <p>(2) 海外のサッカー協会に登録していない外国籍選手を日本で初めて登録する場合、クラブは次の書類を本協会に提出しなければならない。</p> <p>イ. 「外国籍選手登録申請書（外国で登録していなかった選手）」（書式第7号）</p>	
--	--	--

<p>ロ. 自治体が発行する「外国人登録証明書」の写し</p> <p>⑨ 本協会基本規程第69条に該当する選手の登録</p> <p>(1) 日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさない。ただし、1チームにつき1名に限る。</p> <p>イ. 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第4条に定める義務教育中の者または義務教育を終了した者</p> <p>ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校または大学を卒業した者</p> <p>(2) 外国籍扱いしない選手を登録する場合、クラブは、次の書類を本協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>イ. 「外国籍選手登録申請書（第69条に該当する選手）」（書式第8号）</p> <p>ロ. 自治体が発行する「外国人登録証明書」の写し</p> <p>⑩ シーズン</p> <p>(1) シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から最終の公式試合の日までの期間とする。</p> <p>(2) JリーグまたはJFLの第1種チームについては、選手は、1つのシーズンにおいて累計で最大3つのチームに登録されることができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。</p> <p>(3) 選手は、同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦は除く）あるいはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。</p> <p>⑪ 登録ウインドー</p> <p>(1) JリーグまたはJFLの第1種チームについては、選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間（以下「登録ウインドー」という）においてのみ登録されることができる。</p> <p>(2) 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、本協会がFIFAに報告するものとする。</p> <p>イ. 初回の登録ウインドーは、シーズンの終了後に始まり12週間を超えない。</p> <p>ロ. 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4週間を超えない。</p> <p>(3) 上記(1)に関して、選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り、登</p>	<p>ロ. 自治体が発行する「外国人登録証明書」の写し</p> <p>⑨ 本協会基本規程第76条に該当する選手の登録</p> <p>(1) 日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさない。ただし、1チームにつき1名に限る。</p> <p>イ. 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第4条に定める義務教育中の者または義務教育を終了した者</p> <p>ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校または大学を卒業した者</p> <p>(2) 外国籍扱いしない選手を登録する場合、クラブは、次の書類を本協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>イ. 「外国籍選手登録申請書（第76条に該当する選手）」（書式第8号）</p> <p>ロ. 自治体が発行する「外国人登録証明書」の写し</p> <p>⑩ シーズン</p> <p>(1) シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から最終の公式試合の日までの期間とする。</p> <p>(2) JリーグまたはJFLの第1種チームについては、選手は、1つのシーズンにおいて累計で最大3つのチームに登録されることができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。</p> <p>(3) 選手は、同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦は除く）あるいはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。</p> <p>⑪ 登録ウインドー</p> <p>(1) JリーグまたはJFLの第1種チームについては、選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間（以下「登録ウインドー」という）においてのみ登録されることができる。</p> <p>(2) 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、本協会がFIFAに報告するものとする。</p> <p>イ. 初回の登録ウインドーは、シーズンの終了後に始まり12週間を超えない。</p> <p>ロ. 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4週間を超えない。</p> <p>(3) 上記(1)に関して、選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り、登</p>	<p>基本規程の条文番号変更</p> <p>基本規程の条文番号変更</p>
--	--	---------------------------------------

録されることができる。

- (4) 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。

⑫ 登録ウインドーの例外

- (1) ⑩にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-1）により本協会に申請）。
- (2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されている他のゴールキーパーの選手について、怪我等により試合に出場することができない特別な事情があり、かつ、所属リーグが認めた場合は、⑩にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-2）により所属リーグに申請）。
- (3) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム（JリーグまたはJFLの第1種チーム）の選手として試合に出場する場合（特別指定選手制度による場合、協会またはリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等）は、⑩の適用対象とはならない。

3. 国内移籍

3-1 移籍の種類

① アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合

アマチュア選手がアマチュア選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかんを問わず、当該移籍に関し対価を請求することはできない。

② プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合

プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、いかなる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアと

録されることができる。

- (4) 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。

⑫ 登録ウインドーの例外

- (1) ⑩にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-1）により本協会に申請）。
- (2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されている他のゴールキーパーの選手について、怪我等により試合に出場することができない特別な事情があり、かつ、所属リーグが認めた場合は、⑩にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-2）により所属リーグに申請）。
- (3) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム（JリーグまたはJFLの第1種チーム）の選手として試合に出場する場合（特別指定選手制度による場合、協会またはリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等）は、⑩の適用対象とはならない。

3. 国内移籍

3-1 移籍の種類

① アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合

アマチュア選手がアマチュア選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかんを問わず、当該移籍に関し対価を請求することはできない。

② プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合

プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、いかなる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアと

しての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本規則に従い「トレーニング費用」または「トレーニングコンペンセーション」を支払うものとする。

③ アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合

アマチュア選手がプロ選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍について異議を申し立てることができない。ただし、移籍元クラブは、本規則に定められた「トレーニング費用」を請求することができる。

④ プロ選手がプロ選手として移籍する場合

- (1) プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとする意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手がその時点で在籍するクラブに通知しなければならない（「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」（書式I）により通知。写しを所属リーグに提出）。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約が期間満了したか、または期間満了前6ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。かかる規定に違反したクラブまたは選手に対しては、1-8①に従い制裁が科される。ただし、8（「トレーニングコンペンセーション」）の定めに従い、移籍元クラブは、移籍先クラブに対して、「トレーニングコンペンセーション」を請求することができる。
- (2) 契約期間が満了した選手および移籍リストに登録された選手の移籍に関しては、選手とクラブは、前項に定める通知を行うことなしに自由に交渉し、新たな契約を締結することができる。
- (3) プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先クラブと移籍元クラブとが移籍にともなう補償（移籍補償金）につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

(省略)

しての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本規則に従い「トレーニング費用」または「トレーニングコンペンセーション」を支払うものとする。

③ アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合

アマチュア選手がプロ選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍について異議を申し立てることができない。ただし、移籍元クラブは、本規則に定められた「トレーニング費用」を請求することができる。

④ プロ選手がプロ選手として移籍する場合

- (1) プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとする意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手がその時点で在籍するクラブに通知しなければならない（「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」（書式I）により通知。写しを所属リーグに提出）。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約が期間満了したか、または期間満了前6ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。かかる規定に違反したクラブまたは選手に対しては、1-8①に従い制裁が科される。ただし、7（「トレーニングコンペンセーション」）の定めに従い、移籍元クラブは、移籍先クラブに対して、「トレーニングコンペンセーション」を請求することができる。
- (2) 契約期間が満了した選手および移籍リストに登録された選手の移籍に関しては、選手とクラブは、前項に定める通知を行うことなしに自由に交渉し、新たな契約を締結することができる。
- (3) プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先クラブと移籍元クラブとが移籍にともなう補償（移籍補償金）につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

(省略)

以下の6を削除する為、条文番号を変更

<p><u>6. <削除></u></p> <p>(省略)</p> <p><u>11. 施行</u></p> <p>本規則は、<u>平成21年11月1日</u>より施行する。</p>	<p>(省略)</p> <p><u>10. 施行</u></p> <p>本規則は、<u>2012年4月1日</u>より施行する。</p>	<p>6 を削除し、以下条文番号を変更</p> <p>2012年4月1日から施行</p>
---	--	--